

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成27年12月11日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	10件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	9件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500119 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1500019 号

第 1 結論

請求期間のうち、昭和 58 年 4 月から同年 8 月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年 4 月から昭和 59 年 3 月まで

私は、昭和 57 年 5 月に A 市で国民年金に加入し、保険料を納付していた。同年 9 月頃から昭和 58 年 8 月まで厚生年金保険の適用事業所でない事業所に勤務しており、当時、長期間（3 か月）の入院療養したことで同事業所を退職することになり、経済的に保険料納付が困難となった。

昭和 59 年 3 月に B 市へ転出するまでの請求期間の国民年金保険料は、入院に伴う生命保険の入院給付金等にて保険料を納付していたのに、請求期間の納付記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間のうち、昭和 58 年 4 月から同年 8 月までの期間については、A 市が管理する請求者に係る国民年金被保険者名簿（CSV データ）によると、当該期間は納付済みを示す「1」の記載が確認できる。

また、請求者は、雇用保険の被保険者記録及びオンライン記録から、昭和 57 年 9 月 1 日から昭和 58 年 8 月 31 日まで事業所に勤務し、国民年金に初めて加入した昭和 57 年 5 月から昭和 58 年 3 月までの国民年金保険料が納付済みと記録されていることが確認できるところ、同じ事業所に昭和 62 年 4 月から勤務し、同事業所が厚生年金保険の適用事業所になるまでの期間の国民年金保険料が全て納付済みとされている元従業員は、「事業主（事業所）により国民年金保険料相当額が給与から控除され、私の国民年金保険料を事業主が納付していたと思う。」旨を陳述していることから、請求者についても、事業主が請求者に代わって、勤務していた昭和 58 年 8 月までの国

民年金保険料を納付していたとしても不自然さはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間のうち昭和 58 年 4 月から同年 8 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求期間のうち、上記事業所を退職した後の昭和 58 年 9 月から昭和 59 年 3 月までの期間については、生命保険会社の回答から、請求者が主張するとおり入院給付金の受領が確認できるものの、請求者は入院給付金で国民年金保険料を納付したとの主張を繰り返すのみで、当該期間の保険料納付に関する具体的な陳述等が得られない。

また、請求者の上記 CSV データ及び国民年金被保険者台帳によると、昭和 58 年 9 月から昭和 59 年 3 月までの期間はいずれも未納と記録されており、オンライン記録と一致している。

このほか、請求者が請求期間のうち昭和 58 年 9 月から昭和 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間のうち昭和 58 年 9 月から昭和 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500123 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500061 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 19 年 9 月 28 日の標準賞与額を 20 万 1,000 円、平成 20 年 1 月 31 日の標準賞与額を 33 万 3,000 円、同年 5 月 30 日の標準賞与額を 29 万 4,000 円、同年 9 月 30 日の標準賞与額を 28 万 8,000 円に訂正することが必要である。

平成 19 年 9 月 28 日、平成 20 年 1 月 31 日、同年 5 月 30 日及び同年 9 月 30 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 19 年 9 月 28 日、平成 20 年 1 月 31 日、同年 5 月 30 日及び同年 9 月 30 日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 19 年 6 月 30 日
② 平成 19 年 9 月 28 日
③ 平成 20 年 1 月 31 日
④ 平成 20 年 5 月 30 日
⑤ 平成 20 年 9 月 30 日

私は、請求期間において A 社から賞与を支給されていたが、いずれも標準賞与額の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間の標準賞与額について訂正を求めているが、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のい

ずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、上記厚生年金特例法の考え方によると、請求期間②から⑤までの標準賞与額については、A社から提出された請求者に係る賞与支給明細書（控）により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間②は20万1,000円、請求期間③は33万3,000円、請求期間④は29万4,000円、請求期間⑤は28万8,000円とすることが必要である。

また、賞与の支給日については、上記賞与支給明細書の記載から、請求期間②は平成19年9月28日、請求期間③は平成20年1月31日、請求期間④は同年5月30日、請求期間⑤は同年9月30日とすることが妥当である。

なお、事業主が、請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、請求期間②から⑤までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めている。

その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間②から⑤までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①について、A社は、請求者に対し当該期間に係る賞与は支給していないと回答している。

また、請求者の請求期間①当時の住所地を管轄するB市は、当時の住民税課税基礎資料は文書保存期限経過のため保管していないと回答しており、請求期間①における賞与の支給及び厚生年金保険料控除を確認することができない。

このほか、請求者は、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる賞与支給明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者に対し請求期間①に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500124 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500062 号

第 1 結論

請求者の A 社における昭和 61 年 9 月 1 日から昭和 62 年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正し、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和 61 年 9 月及び同年 10 月が 22 万円から 26 万円、同年 11 月が 22 万円から 28 万円、同年 12 月が 22 万円から 26 万円、昭和 62 年 1 月及び同年 2 月が 22 万円から 28 万円、同年 3 月が 22 万円から 26 万円、同年 4 月が 22 万円から 28 万円、同年 5 月及び同年 6 月が 22 万円から 30 万円、同年 7 月が 22 万円から 26 万円、同年 8 月及び同年 9 月が 22 万円から 28 万円とすることが必要である。

昭和 61 年 9 月から昭和 62 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 61 年 9 月から昭和 62 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年 9 月 1 日から昭和 62 年 10 月 1 日まで

請求期間の標準報酬月額は 22 万円であるが、請求期間当時の給料明細書によると、控除されている厚生年金保険料がいずれも 22 万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を上回っているため、調査の上、給料明細書に記載されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額に年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間の標準報酬月額の相違について訂正を求めているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及

び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、上記厚生年金特例法の考え方によると、請求者の標準報酬月額については、請求者から提出された給料明細書で確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、昭和61年9月及び同年10月は26万円、同年11月は28万円、同年12月は26万円、昭和62年1月及び同年2月は28万円、同年3月は26万円、同年4月は28万円、同年5月及び同年6月は30万円、同年7月は26万円、同年8月及び同年9月は28万円とすることが必要である。

なお、事業主が、請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、さらに請求期間当時の事業主は死亡しているため、当時の状況は不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500121 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500063 号

第 1 結論

訂正請求記録の対象者の A 社における平成 13 年 1 月 1 日から平成 15 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 13 年 1 月から平成 14 年 11 月までの標準報酬月額については、9 万 8,000 円から 50 万円とし、同年 12 月から平成 15 年 8 月までの標準報酬月額については、9 万 8,000 円から 44 万円とする。

平成 13 年 1 月から平成 15 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（続柄）：女（妻）
基礎年金番号：
生年月日：昭和 35 年生
住所：

2 被保険者等の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和 32 年生

3 請求内容の要旨

請求期間：平成 13 年 1 月 1 日から平成 15 年 9 月 1 日まで

私の夫が A 社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る給料支払明細書の支給額より年金事務所の標準報酬月額が低い記録となっているので、調査の上、請求期間について記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

訂正請求記録の対象者の A 社に係るオンライン記録によると、平成 13 年 1 月から平成 15 年 8 月までの標準報酬月額は、当初、平成 13 年 1 月から平成 14 年 11 月までは 50 万円、同年 12 月から平成 15 年 8 月までは 44 万円と記録されていたところ、同年 2 月 10 日付けで、平成 13 年 1 月まで遡って 9 万 8,000 円に引き下げられ、平成 15 年 8 月まで継続して同額であることが確認できる。

また、請求期間当時の A 社の代表取締役は既に死亡しているが、同社の取締役（代表取締役の妻）は、「当時、A 社は保険料を滞納しており、滞納の解消のため社会保

険事務所（当時）から標準報酬月額を遡って引き下げることが助言され、夫と私が社会保険事務所に出向き、そのとおりの減額訂正する報酬月額変更届を提出した。」旨を陳述している。

さらに、A社の商業登記簿によると、訂正請求記録の対象者は請求期間当時、同社の取締役であったことが確認できるが、上記の代表取締役の妻は、「訂正請求記録の対象者は、現場の責任者として勤務しており、役員報酬の決定権等は無く、社会保険事務や給与業務にも関与していない取締役であった。」と回答している一方で、「事業主（既に死亡している上記の代表取締役）が訂正請求記録の対象者に標準報酬月額の引下げの説明を行っており、承知していたと聞いている。」と陳述している。

しかしながら、請求者は、「夫は、A社に従業員として勤務していたが、請求期間当時の代表取締役に依頼されて取締役に就任したものの、同社が経営一族の会社であったので会社経営への決定権はなかった。また、A社を退職後、社会保険事務所からの通知で初めて、実際の給与明細書で確認できる請求期間の報酬月額より低い標準報酬月額（9万8,000円）となっていることを知った。当時、夫は自営業を始めたばかりで、従業員がおらず多忙であったため、代わりに社会保険事務所に問い合わせを依頼され、私が社会保険事務所に出向いたが、本人ではないので回答できないとされ、夫の年金記録について相談できなかったことがあるなど、請求期間に係る標準報酬月額の引下げを同意していた様子はなかった。」とする具体的な陳述がある上、取締役であった期間に訂正請求記録の対象者の雇用保険の加入記録が確認できることなど、訂正請求記録の対象者が上記の標準報酬月額の遡及訂正の届出について決定し得る立場や標準報酬月額の遡及訂正について事前に同意をしていたとは考え難い。

これらの事実を総合的に判断すると、平成15年2月10日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものととは考え難く、訂正請求記録の対象者について平成13年1月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

以上のことから、訂正請求記録の対象者の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成13年1月から平成14年11月までは50万円、同年12月から平成15年8月までは44万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500130 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500064 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 24 年 8 月 6 日の標準賞与額を 50 万円に訂正することが必要である。

平成 24 年 8 月 6 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 24 年 8 月 6 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 8 月 6 日

私は、A 社から平成 24 年 8 月 6 日に賞与が支給されたが、年金事務所の記録では、厚生年金保険の保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。

A 社が所持する請求期間の賃金台帳には、当該期間の賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社が提出した「12 年夏役賞」と表記の賞与支払一覧表、及び当該一覧表に賞与の支給者として氏名がある同僚から提出された「12 年夏役賞 支給日 2012 年 8 月 6 日」と表記された明細書から、請求者は、請求期間に 50 万円の賞与の支払を受け、50 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、A 社の商業登記簿謄本によると、請求期間当時、請求者は取締役であることが確認できるが、同社は、「請求者は、請求期間当時、経理及び総務の業務を担当しているが、給与計算及び社会保険関係の業務に従事していなかった。」と回答してお

り、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定に該当しないものと認められる。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成27年6月16日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500127 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500065 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 24 年 8 月 6 日の標準賞与額を 80 万円に訂正することが必要である。

平成 24 年 8 月 6 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 24 年 8 月 6 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 8 月 6 日

私は、A 社から平成 24 年 8 月 6 日に賞与が支給されたが、年金事務所の記録では、厚生年金保険の保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。

A 社が所持する請求期間の賃金台帳には、当該期間の賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社が提出した「12 年夏役賞」と表記の賞与支払一覧表、及び当該一覧表に賞与の支給者として氏名がある同僚から提出された「12 年夏役賞 支給日 2012 年 8 月 6 日」と表記された明細書から、請求者は、請求期間に 80 万円の賞与の支払を受け、80 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、A 社の商業登記簿謄本によると、請求期間当時、請求者は取締役であることが確認できるが、同社は、「請求者は、B 職で C 業務担当であり、経理及び社会保険関係の事務に係る職務上の権限はなかった。」と回答しており、請求者は、厚生年金

特例法第1条第1項ただし書の規定に該当しないものと認められる。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成27年6月16日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500128 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500066 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 24 年 8 月 6 日の標準賞与額を 50 万円に訂正することが必要である。

平成 24 年 8 月 6 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 24 年 8 月 6 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 8 月 6 日

私は、A 社から平成 24 年 8 月 6 日に賞与が支給されたが、年金事務所の記録では、厚生年金保険の保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。

A 社が所持する請求期間の賃金台帳には、当該期間の賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社が提出した「12 年夏役賞」と表記の賞与支払一覧表、及び当該一覧表に賞与の支給者として氏名がある同僚から提出された「12 年夏役賞 支給日 2012 年 8 月 6 日」と表記された明細書から、請求者は、請求期間に 50 万円の賞与の支払を受け、50 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、A 社の商業登記簿謄本によると、請求期間当時、請求者は取締役であることが確認できるが、同社は、「請求者は、B 職を兼ねた取締役であり、経理及び社会保険関係の事務に係る職務上の権限はなかった。」と回答しており、請求者は、厚生年

金特例法第1条第1項ただし書の規定に該当しないものと認められる。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成27年6月16日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500129 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500067 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 24 年 8 月 6 日の標準賞与額を 20 万円に訂正することが必要である。

平成 24 年 8 月 6 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 24 年 8 月 6 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 61 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 8 月 6 日

私は、A 社から平成 24 年 8 月 6 日に賞与が支給されたが、年金事務所の記録では、厚生年金保険の保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。

A 社が所持する請求期間の賃金台帳には、当該期間の賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社が提出した「12 年夏役賞」と表記の賞与支払一覧表、及び当該一覧表に賞与の支給者として氏名がある同僚から提出された「12 年夏役賞 支給日 2012 年 8 月 6 日」と表記された明細書から、請求者は、請求期間に 20 万円の賞与の支払を受け、20 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、A 社の商業登記簿謄本によると、請求期間当時、請求者は B 業務担当であることが確認できるが、同社は、「請求者は B 業務担当の役職であるが、主に C 業務担当であり、経理及び社会保険関係事務に関与していなかった。」と回答しており、請求

者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定に該当しないものと認められる。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成27年6月16日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500131 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500068 号

第 1 結論

請求者のA社における平成 16 年 9 月 1 日から平成 17 年 9 月 27 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 16 年 9 月から平成 17 年 8 月までの標準報酬月額については 13 万 4,000 円を 26 万円に訂正する。

平成 16 年 9 月から平成 17 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年 9 月から平成 17 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 9 月 1 日から平成 17 年 9 月 27 日まで

A 社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額は、私が所持している支給明細書の給与支給額に比べ低い額となっているので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間の標準報酬月額の相違について訂正を求めているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、上記厚生年金特例法の考え方によると、請求者の標準報酬月額については、請求者及びA社から提出された支給明細書（写及び会社控）から、標準報酬月額を算定できる報酬月額が確認でき、当該月額に見合う標準報酬月額が、事業主が源泉控除した保険料額に見合う標準報酬月額に比べ低額であることから、当該月額 26 万円を請求期間の標準報酬月額とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の届出内容を誤って社会保険事務所（当時）に提出し、請求期間に係る支給明細書（写）において確認できる厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成16年9月から平成17年8月までの期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500133 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500069 号

第1 結論

請求者のA社における平成21年9月1日から同年10月1日までの期間及び平成22年1月1日から同年2月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成21年9月の標準報酬月額については、30万円を32万円に訂正し、平成22年1月の標準報酬月額については、22万円を32万円に訂正する。

平成21年9月及び平成22年1月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年9月及び平成22年1月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成20年9月24日から平成24年3月31日まで

A社に勤務していた期間について、年金事務所が記録する標準報酬月額は、支給された給与額に比べ低額となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の標準報酬月額の相違について訂正を求めているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、上記厚生年金特例法の考え方によると、請求者の標準報酬月額については、請求者から提出された給料支払明細書（写）及びA社から提出された給料台帳

(写) から、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額とし、平成21年9月及び平成22年1月は、32万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は請求者の主張する報酬月額を届け出ていると認めており、その結果、社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）は、請求者の平成21年9月及び平成22年1月に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成20年9月については、A社が提出した給料台帳（写）から、平成20年10月に請求者に支給された同年9月分の給与から厚生年金保険料（平成20年9月分）が控除されていないことが確認でき、厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正は認められない。

また、請求期間のうち、平成20年10月から平成21年8月までの期間、平成21年10月から同年12月までの期間及び平成22年2月から平成24年2月までの期間については、上記給料支払明細書（写）及び給料台帳（写）から、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法の対象とならないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500120 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500070 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から同年 7 月 10 日まで
昭和 29 年 4 月 1 日から昭和 30 年 9 月 24 日までの間、A社（現在は、A社B）において、正社員として勤務したが、請求期間について、厚生年金保険の加入記録がないので、厚生年金保険被保険者資格の取得日の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る請求者の厚生年金保険の被保険者記録は、厚生年金保険被保険者台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿、A社Bから提出された厚生年金保険被保険者資格取得届（写）及び厚生年金保険被保険者資格喪失届（写）から、当該事業所において、昭和 29 年 7 月 10 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、昭和 30 年 9 月 25 日に同資格を喪失したことが確認でき、当該内容はオンライン記録と一致しているほか、請求期間において、上記被保険者名簿の「健康保険ノ番号」に欠番もない。

また、請求期間当時、A社において厚生年金保険の被保険者記録のある者（21名）に文書照会（14名が回答）したところ、「請求者を覚えていない。（13名）」、「請求者は、昭和 30 年 4 月頃に、アルバイトとして入社したと記憶している。（1名）」と回答しており、請求者の請求期間における勤務の状況及び給与からの厚生年金保険料控除は確認できない。

さらに、A社Bは、請求期間における請求者の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料控除について、「当時の資料が残っていないため、不明。」と回答しており、請求期間における給与からの保険料控除を確認できる資料はない。

なお、公共職業安定所が保管している雇用保険の被保険者記録は、昭和 40 年 3 月 31 日以降の離職に係る記録であり、請求者のA社における離職年月日が昭和 30 年 9 月 24 日であることから、雇用保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。